

平成29年度こども園保育料

○平成28年度からの主な変更点

- 1 給食費無償化に伴い、保育料が変更となっております。
- 2 保育標準時間認定・保育短時間認定と教育標準時間認定の3区分に保育料が分かれます。

子ども・子育て支援新制度ではこども園利用にあたって、保育標準時間認定（1日最大11時間）と保育短時間認定（1日最大8時間）の区分が設定されます。保育短時間認定を受けた子どもの保育料は、保育標準時間認定を受けた子どもより約1.7%低くなります。

幼稚園該当に当たる児童は、教育標準時間認定（基本4時間）となります。

- 3 保育料の決定時期が変更となっております。

保育料の決定根拠が市町村民税に変更されたことに伴い、税額の決定時期により毎年4月と9月に保育料の切り替えを行います。

保育料の期間	市町村民税額の期間
平成29年4月から平成29年8月分の保育料	平成28年度の市町村民税（平成27年中の所得に対する税額）をもとに計算
平成29年9月から平成30年3月分の保育料	平成29年度の市町村民税（平成28年中の所得に対する税額）をもとに計算

※市町村民税を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除等は適用となりません。

●所得・課税証明書の提出

平成28年1月1日時点または平成29年1月1日時点で草津町に住民登録が無い方は、保育料の計算の基となる市町村民税を確認することができません。該当される方は、所得・課税証明書の提出をお願いします。

必要な場合	必要な書類	証明の内容	発行場所	発行開始時期
平成28年1月1日時点で草津町に住所が無い場合	平成28年度所得・課税証明	平成28年度の市町村民税の課税状況の証明 (平成27年中の収入に対するもの)	平成28年1月1日時点の住所地の市町村役場	現在発行中
平成29年1月1日時点で草津町に住所が無い場合	平成29年度所得・課税証明	平成29年度の市町村民税の課税状況の証明 (平成28年中の収入に対するもの)	平成29年1月1日時点の住所地の市町村役場	平成29年6月以降 ※平成29年7月中に提出をお願いします。

- 4 従来の扶養控除の『みなし控除』が廃止されています。

これまで、平成23年分所得税より行われた税制改革（16歳未満の扶養控除の廃止）による所得税の増額に対して、保育料負担に影響が出ないよう扶養控除見直し前の税額を算出（みなし控除）し保育料決定をしてきました。新制度では、『みなし控除』が廃止されています。

- 5 認定区分・年齢区分により保育料が変更となります。

これまで、3歳未満児の保育料は、『群馬県3歳未満児保育料軽減事業』により、3歳以上児保育料と同額程度まで軽減されてきました。平成27年度より本事業は廃止となりましたが、引き続き同様の軽減策を町単独で行ってゆきます。（上限3,000円）

○保育料の軽減

1 保育料基準額の軽減

保育料は、国が定める水準を限度として、市町村が決定をすることとなっています。草津町では、利用者負担を軽減することを目的として、国の水準の5割程度の保育料を設定し、給食費相当額を減額しています。

2 多子世帯の保育料軽減

1号認定児

・同一世帯において3歳から小学校3年生までの範囲にある子供が複数人いる場合、最年長の子どもから2人目は1/4の額、第3子以降の保育料が無料化となります。

2・3号認定児

・同一世帯から2人以上こども園を兄弟で利用する場合、最年長の子どもから2人目は1/4の額、第3子以降の保育料が無料化となります。

県の補助事業

・18歳以下の児童を3人以上扶養している場合には、第3子以降の3歳未満児の保育料が無料化となります。（ただし、町税・保育料等に滞納がある場合は対象となりません。）

3 低所得世帯の保育料軽減

・ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯等については、

1号認定児

区 分	利用者負担額
第1階層・第2階層・第3階層	0円
第4階層・第5階層 第6階層（所得割課税額77,101円未満）	(利用者負担額表の額－1,000円)×0.25

2・3号認定児

区 分	利用者負担額
第2階層・第3階層	0円
第4階層 第5階層（所得割課税額48,600円未満）	(利用者負担額表の額－1,000円)×0.25
第5階層（所得割課税額48,600円以上） 第6階層（所得割課税額77,101円未満）	利用者負担額表の額×0.25

○平成29年度保育料基準額

各月初日の支給認定こどもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
階層区分	定義	3号認定 （3歳未満児）		2号認定 （3歳以上児）		1号認定 （3歳以上児）	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	教育 標準時間	
第1	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む。）	0	0	0	0	0	
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0	2,000	
第3	町民税均等割のみ課税	2,100	2,000	0	0	2,000	
第4	町民税所得割課税額	30,000円未満	5,150	5,000	3,000	2,900	5,000
第5		30,000円以上 50,000円未満	8,800	8,600	6,550	6,400	8,300
第6		50,000円以上 87,000円未満	16,750	16,400	14,450	14,150	11,100
第7		87,000円以上 121,000円未満	25,250	24,800	20,050	19,650	12,250
第8		121,000円以上 157,000円未満	31,500	30,900	20,850	20,450	13,500
第9		157,000円以上 300,000円未満	37,300	36,650	20,950	20,550	16,100
第10		300,000円以上	58,850	57,800	21,050	20,650	18,000

※1号認定保育料には、教材費を含む。

(1) 預かり保育料（1号認定児童）

区分	預かり保育の内容	保 育 料	
		右記以外の世帯	生活保護、市町村民税非課税 又は均等割のみ課税世帯
1	月～金曜日の午後3時から6時まで	1日につき 300円 (月額上限4,000円)	0円
2	土曜日（午前8時から午後6時までの間の8時間以内）※要件が必要です	1日につき 500円	1日につき 100円
3	休業日（午前8時から午後6時までの間の8時間以内）※要件が必要です	1日につき 600円	1日につき 100円

(2) 延長保育料（2・3号認定児）

区 分	延長保育料
月曜日から土曜日の午後4時から午後7時まで	1日につき 300円

※ 1月当たりの延長保育料の上限額は、認定階層区分と同一階層の保育標準時間利用者負担額との差額